

「江北町国土強靱化地域計画」の概要（令和2年3月作成）

第1章 はじめに

1-1. 背景・目的

- ・国においては、東日本大震災の発生等を踏まえ、国土強靱化基本法（以下「基本法」という）を制定。基本法第13条に基づき国土強靱化基本計画を策定。佐賀県は、基本法第14条の規定を受け国土強靱化地域計画を策定。
- ・本町も、災害時において町民の生活を守るとともに、被災時の被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要となっている。これまでの自然災害から得た教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くてしなやかなまちづくりの推進、より一層の防災・減災に総合的かつ計画的に取り組むために計画を策定する。

1-2. 計画の位置づけ

- ・国土強靱化基本法第14条の規定に基づく計画。
- ・県の「佐賀県国土強靱化地域計画」が、本町を包含する県土全域に係る計画であるため、同計画と調和を図る計画。
- ・本町の他の計画等に対し国土強靱化に関する指針となる計画。

1-3. 基本計画

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第2章 想定するリスク

2-1. 本町の特性

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、本町が有する地勢・地質、気象等の特徴を踏まえておく必要があると考えられることから、次の項目について整理。

- (1) 位置・地勢
- (2) 気象情報
- (3) 気象災害の特徴
- (4) 活断層の分布

2-2. 過去の災害被害

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、過去に本県で起きた主な災害被害について整理。

- (1) 大雨
- (2) 台風
- (3) 地すべり等
- (4) 竜巻
- (5) 地震
- (6) 津波

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

3-1. 基本理念

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「国基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても国基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

第4章 脆弱性評価

4-1. 脆弱性評価の考え方

基本法では、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」と規定されており（第9条第5号）、また、国の基本計画の策定及び変更は、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき」行う旨を規定している（第17条第1号）。このため、本計画の策定に当たっても、脆弱性評価を実施。

4-2. 基本目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ

国、県基本計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する23のリスクシナリオを設定。

「江北町国土強靱化地域計画」の概要（令和2年3月作成）

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本理念	基本目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること	1 人命の保護が最大限図られること	1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域かつ大規模な浸水による多数の死者の発生
		1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備等が原因の避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-5 被災地における感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の経済活動の停滞 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 6-2 水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 地域コミュニティの崩壊、治安等の悪化 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
IV 迅速な復旧復興	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-3. リスクシナリオ回避に必要な施策分野

ハード・ソフト対策の適切な組合せや、地域社会・経済の強靱化市民の分かりやすさ、一体的・効果的な取組の推進などを総合的に勘案し、4つの施策分野を設定

施策分野

行政機能・消防防災	インフラ整備	町民生活	産業・経済
・防災拠点の機能確保 ・消防・救急の確保等	・町内基盤整備 ・ライフラインの確保等	・災害情報の伝達 ・保健医療・福祉の確保等	・経済活動の維持 ・農業施設保全等

4-4. リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

脆弱性評価の結果として抽出された、課題等について整理。

第5章 強靱化の推進方針

5-1. リスクシナリオごとの推進方針について

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため今後必要となる施策を検討し、施策分野ごとに推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理。

5-2. 推進方針

(1) 行政機能・消防・防災

- ・「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災等の体制づくりの推進
- ・中核を担う消防団の団員確保・災害時等における防災情報の提供手段の更なる充実等

(2) インフラ整備

- ・建築物の耐震化の推進
- ・道路、橋梁、上下水道等の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進

(3) 町民生活

- ・防災意識の高揚、防災教育の実施・電力供給が途絶した場合の復旧体制の確立
- ・災害時、町民の安全確保対策・物資、敷材等の備蓄調達体制の整備

(4) 産業・経済

- ・被害想定に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進等
- ・防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などの推進等

第6章 計画の推進と進捗管理

6-1. 各種施策の推進と進捗管理

本計画の計画期間は5年間であるが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行うものとする。